

令和5年5月17日

公益財団法人山形県スポーツ協会
理事長 武田浩一 殿

監 事 遠藤正章 
監 事 藤山豊 
監 事 安達優美 

監査の結果について

公益財団法人山形県スポーツ協会定款第13条に基づく監査を執行したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象及び範囲

定款第13条に規定する令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録

2 監査期日 令和5年5月17日

3 監査の方法

理事会議事録及び重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ関係者に対し報告を求めるとともに、会計帳簿等の調査を行いました。

4 監査の結果

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は法令及び定款に従い法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。